

さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画 第3次さいたま市DV防止基本計画（素案）・概要版

1. 計画の目的と位置付け

この計画は、本市のDV防止及び被害者の支援施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

- ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- ◇国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案します。
- ◇「さいたま市総合振興計画後期基本計画後期実施計画（令和元年12月）」において、「第7章 交流・コミュニティの分野」に規定する「人権尊重社会の実現」における「配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援」を目指すための取組です。
- ◇「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」（平成31年3月）の目標Ⅶ「女性に対する暴力のないまちづくり」の施策の方向として示された「ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援」に関する総合的な体系を示すものです。

2. 計画の対象とする暴力

- ◇DV防止法第1条に規定する配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの暴力及び平成25年の法改正により法の適用対象となった「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力とします。
- ◇暴力は身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力を含みます。

3. 計画の期間

- ◇令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
- ◇「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の計画期間に合わせます。
- ◇計画期間中においても、DV防止法の改正や基本方針の見直し、社会情勢の変化が生じた際は、必要に応じて見直しを実施します。

4. 計画の目標、体系及び事業

◇目標：「配偶者からの暴力の根絶と被害者の自立支援をすすめるまちづくり」

◇体系：5つの基本目標、18の施策の方向及び42の事業

基本目標	施策の方向	事業名称	担当課
Ⅰ 人権尊重、DV防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進	1 市民への意識啓発	1 女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	人権政策・男女共同参画課
		2 女性に対する暴力防止のための情報提供	人権政策・男女共同参画課
	2 学校等における人権教育の推進	3 人権教育の推進	人権教育推進室
		4 各種人権教育研修会の実施	人権教育推進室
	3 若年層に対する予防啓発の推進と相談体制の拡充	5 デートDVの防止啓発の推進	人権政策・男女共同参画課
		6 デートDVの防止・啓発	人権教育推進室
Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実	1 早期発見・通報体制の整備・充実	7 通報体制の整備	人権政策・男女共同参画課
		8 通報体制の周知	人権政策・男女共同参画課
		9 被害者の緊急時における一時保護	人権政策・男女共同参画課
	2 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	10 DV相談事業	人権政策・男女共同参画課
		11【新規】男性DV被害者支援	人権政策・男女共同参画課
		12 ワンストップサービスの実施	人権政策・男女共同参画課
	3 相談体制の強化と周知	13 婦人相談員研修の実施	人権政策・男女共同参画課
		14 住民相談事業	市民生活安全課
		15 相談体制の強化と周知	市民生活安全課
	4 外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮	16 多様な被害者への配慮	人権政策・男女共同参画課
		17 外国人のための生活相談	市民生活安全課
		18 多言語生活相談	観光国際課
		19 多言語による生活情報誌の発行	観光国際課

基本目標	施策の方向	事業名称	担当課
Ⅲ 被害者の保護と自立支援の充実	1 安全な保護体制の整備・充実	20 母子緊急一時保護事業	子ども家庭総合センター 総務課
	2 被害者及びその関係者に係る情報の保護	21 住民基本台帳の閲覧等の制限	区政推進部
	3 自立を支援する各種制度の周知と充実	22 ひとり親家庭等相談	子育て支援政策課
		23 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	子育て支援政策課
		24 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援政策課
		25 多重債務者生活再建安心プログラムの実施	消費生活総合センター
		26 生活保護(被害者の生活の支援)	生活福祉課
		27 民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課
		28 市営住宅の提供	住宅政策課
	29 【新規】 犯罪被害者等支援事業	市民生活安全課	
4 心身の健康回復への支援	30 精神保健に関する支援	人権政策・ 男女共同参画課	
Ⅳ 及び 子ども の安全 確保 の充実	1 保育・就学支援	31 保育施設利用における優先入所	保育課
		32 放課後児童クラブの優先入所	青少年育成課
		33 児童生徒の就学支援	学事課
	2 子どもの心のケア	34 子ども(思春期)の精神保健相談の実施	こころの 健康センター
	3 児童虐待の早期発見・通報体制の充実	35 24時間児童虐待通告電話の充実	児童相談所
Ⅴ 関係機関等との 連携協力	1 関係機関・民間団体との連携協力体制の強化	36 【新規】 関係機関支援ネットワーク事業	人権政策・ 男女共同参画課
		37 【新規】 相談体制マニュアル等の作成	人権政策・ 男女共同参画課
		38 民間団体への支援	人権政策・ 男女共同参画課
		39 【新規】 要保護児童対策地域協議会事業	子ども家庭総合センター 総務課
	2 職務関係者による配慮	40 関係者研修の実施	人権政策・ 男女共同参画課
	3 調査研究の推進	41 【新規】 加害者対策に関する調査研究	人権政策・ 男女共同参画課
	4 苦情の適切かつ迅速な処理	42 苦情処理の取組み	人権政策・ 男女共同参画課

・本計画は、さいたま市男女共同参画推進協議会からの答申(令和2年3月)された提言を最大限尊重するものです。

・計画の目標は現行計画を引き継ぎ、基本目標及び施策の方向は答申による提言を考慮し、より具体的な表現に見直しをしました。

5. 計画の推進

- ・この計画の推進にあたっては、関係する部局がそれぞれ協力しながら取り組まします。
- ・各施策の実施状況は毎年度把握し公表します。
- ・計画の見直しについては、取組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意向や他の計画の状況等を勘案しながら、必要に応じて検討を実施します。

6. 計画策定スケジュール

年	月	男女共同参画推進協議会	事務局	庁内関係等
2	8	第78回 R2年度第3回 「次期計画の素案について」 ・計画素案への意見	計画（素案）、概要版	男女共同参画推進本部会議 「素案について」
	9			素案 議会報告
	10		パブリック・コメント 実施(10月～11月) (素案への意見募集)	
	11		パブリック・コメント 協議会意見を踏まえ、 計画案作成	
	12		計画案作成	計画案確認（庁内）
3	1	第79回 R2年度第4回 「次期計画案について」	計画案 提示・説明	
	2			男女共同参画推進本部会議 「計画案」について
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画 第3次さいたま市DV防止基本計画」公表 ・パブリック・コメント結果公表 		